

区民委員会議案説明資料

令和5年2月28日

件名	頁
1 第15号議案 足立区印鑑条例の一部を改正する条例	2

(区民部)

第15号議案説明資料

令和5年2月28日

件名	足立区印鑑条例の一部を改正する条例
所管部課名	区民部戸籍住民課
内容	<p>1 改正理由 移動端末設備用電子証明書及び移動端末設備用利用者証明用電子証明書の創設について、令和3年5月19日「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）」が公布された。 これに伴い、印鑑登録証明書申請のうちコンビニ交付において移動端末設備（以下、「スマートフォン」という）に搭載される移動端末設備用利用者証明用電子証明書（以下、「スマホ用電子証明書」という）の利用が可能となることから、足立区印鑑条例の改正が必要となった。</p> <p>2 改正の概要 コンビニ交付の印鑑登録証明の申請について、個人番号カードに加えスマートフォンの利用を追加する。 スマートフォンの設定手順は以下のとおり。 (1) スマートフォンに専用アプリ（マイナポータルアプリ）をダウンロードする。 (2) オンラインでスマホ用電子証明書に関する設定を行う。オンラインで設定を行うため、窓口への来所は不要。</p> <p>3 新旧対照表 別紙のとおり</p> <p>4 施行年月日 政令により施行日が決まるが、未だ政令の発布時期が不明なため、規則で定める日から施行とする。 デジタル庁は、令和5年5月11日をリリース予定としているため、規則で定める日を令和5年5月1日とする予定。</p>
今後の方針	本議案可決後、施行に向けて速やかに準備、周知を図っていく。

足立区印鑑条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正前	改正後
<p>○足立区印鑑条例 昭和50年3月31日条例第19号 (印鑑登録証明の申請)</p> <p>第18条 印鑑登録の証明を受けようとする者は、印鑑登録証を提示して、印鑑登録証明書交付申請書により申請しなければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、情報通信技術利用条例第3条の規定に基づき電子情報処理組織を使用して申請する場合は、印鑑登録証の提示を要しない。</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、印鑑登録者は、多機能端末機（足立区の情報システムと通信回線で接続された民間事業者が多種多様なサービスを提供する機能を有する端末として設置するもので、証明書等を交付する機能を有するものをいう。）において、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード（以下「個人番号カード」という。）を利用して暗証番号を入力する</p> <hr/> <p>ことにより、印鑑登録の証明の申請をすることができる。</p> <p>4 前項に規定する暗証番号は、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第2条第5項に規定する利用者証明利用者符号を利用するために用いるものとして設定された暗証番号とする。</p>	<p>○足立区印鑑条例 昭和50年3月31日条例第19号 (印鑑登録証明の申請)</p> <p>第18条 (改正なし)</p> <p>2 (改正なし)</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、印鑑登録者は、多機能端末機（足立区の情報システムと通信回線で接続された民間事業者が多種多様なサービスを提供する機能を有する端末として設置するもので、証明書等を交付する機能を有するものをいう。）において、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード（以下「個人番号カード」という。）を利用して暗証番号を入力し、又は電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備を利用して暗証番号を入力し、若しくはこれに代わる認証を行うことにより、印鑑登録の証明の申請をすることができる。</p> <p>4 (改正なし)</p> <p><u>付 則</u> <u>この条例は、規則で定める日から施行する。</u></p>